

職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和27年清水町条例第9号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(目的)	(目的)
<b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、 <u>休職</u> 及び <u>降給</u> の手續及び効果並びに失職の特例に關し、規定することを目的とする。	<b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び <u>休職</u> の手續及び効果に關し、規定することを目的とする。
( <u>降給の種類</u> )	
<b>第1条の2</b> 降給の種類は、法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）することをいう。）とする。	
( <u>降任、免職、休職及び降給の手續</u> )	( <u>降任、免職及び休職の手續</u> )
<b>第2条</b> (略)	<b>第2条</b> (略)
2~6 (略)	2~6 (略)
7 職員の意に反する降任、免職、 <u>休職</u> 又は <u>降給</u> の処分はその旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。	7 職員の意に反する降任、免職又は <u>休職</u> の処分はその旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。
( <u>失職の特例</u> )	( <u>失職の例外</u> )
<b>第5条</b> (略)	<b>第5条</b> (略)
2 (略)	2 (略)
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
1 この条例は、公布の日から施行し、昭和26年8月13日から適用する。但し、第4条第2項の規定は昭和27年4月1日から適用する。	この条例は、公布の日から施行し、昭和26年8月13日から適用する。但し、第4条第2項の規定は昭和27年4月1日から適用する。
2 清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）附則第27項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、第1条の2中「とする」とあるのは「並びに清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）附則第27項の規定による降給とする」とする。	
3 第2条第7項の規定は、清水町職員の給与に関する条例附則第27項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則に定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することになった旨の通知を行うものとする。	
4 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員の降給	

改正後	改正前
については、この条例の規定を準用する。	

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。